平成２６年第１回

京丹波町議会臨時会

会　　　　議　　　　録

京 丹 波 町 議 会

平成２６年第１回京丹波町議会臨時会

平成２６年１月３１日（金）

開会　　　午前９時００分

１　議事日程

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会期の決定

第　３　諸般の報告

第　４　議案第１号　京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第　５　議案第２号　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第　６　議案第３号　京丹波町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第　７　議案第４号　京丹波町農業集落排水事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第　８　議案第５号　平成２５年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）

２　議会に付議した案件

議事日程のとおり

３　出席議員（１５人）

１番　森田幸子　君

２番　松村篤郎　君

３番　原田寿賀美　君

４番　梅原好範　君

５番　山下靖夫　君

６番　坂本美智代　君

７番　岩田恵一　君

８番　北尾潤　君

９番　鈴木利明　君

１０番　　篠　塚　信太郎　君
１１番　　東　　　まさ子　君
１２番　　山　崎　裕　二　君
１３番　　村　山　良　夫　君
１５番　　山　内　武　夫　君
１６番　　野　口　久　之　君

4　欠席議員（１名）

１４番　　山　田　　　均　君

5　説明のため、地方自治法第１２１条の規定により出席を求めた者（１８名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
会計管理者	谷口　誠君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	中尾達也君
和知支所長	榎川　諭君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	木南哲也君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	山田洋之君
教育長	朝子照夫君
教育次長	藤田　真君

6　出席事務局職員（２人）

議会事務局長　　　　　長　澤　　　誠

書　　　　　記　　　　　山　口　知　哉

開議　午前９時００分

○議長（野口久之君）　皆さんおはようございます。

本日はご参集いただき、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。

定足数に達しておりますので、平成２６年第１回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

暫時休憩をいたします。

休憩　午前９時００分

再開　午前９時０１分

○議長（野口久之君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第１、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、６番議員・坂本美智代君、７番議員・岩田恵一君を指名いたします。

《日程第２、会期の決定》

○議長（野口久之君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日１日限りと決しました。

《日程第３、諸般の報告》

○議長（野口久之君）　日程第３、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第１号ほか４件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

１月２８日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

１月２９日には、京都府町村議会議長会主催による新任議員研修会が開催され、３名の議員が出席され研修いただきました。

議会広報特別委員会には、議会だより第３７号の発行をいただきました。

また、その後も委員会を開催され、次号議会だより発行に向けた取り組みをしていただいております。

本日の会議に、山田均君から欠席する旨の届出があり、受理しましたので報告いたします。

また、岩崎参事、下伊豆住民課長から欠席する旨の届出があり、受理しましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんには大変ご苦労様ですがよろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第４　議案第１号　京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～日程第８　議案第５号　平成２５年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）》

○議長（野口久之君）　日程第４　議案第１号　京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第８　議案第５号　平成２５年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　おはようございます。本日ここに、平成２６年第１回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第１号　京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、平成２６年度の新たなスタートを控えまして、私が所信表明で掲げました五つの重点政策のうち、「産業の振興」と「農林業の振興」を一層推進していくため、産業振興課を「農林振興課」と「商工観光課」に改編するほか、企画政策課の事務に「地域資源の循環利用に関すること」を加えるなどの機構改革を行おうとするものであります。これに伴う関係条例の改正をお願いしております。

議案第２号　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、消費税が平成２６年４月１日から８％に引上げられることに伴い、公の施設の使用料等について引上げを行うこととし、関係する条例４２件の改正をお願いしてお

ります。

議案第３号　京丹波町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第４号　京丹波町農業集落排水事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、近隣市町との均衡や、消費税が平成２６年４月１日から引上げられることを考慮し、新規加入分担金の引下げをお願いしております。

一般家庭の場合、一口につき消費税を含み１０５万円を８６万４，０００円とするものであります。

議案第５号　平成２５年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）につきましては、補正前の額１２８億９，１００万円に、今回８，６５０万円を追加しまして、補正後の額を１２９億７，７５０万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算は、台風１８号の豪雨による災害復旧に要する費用のうち、農林業関係予算の追加をお願いしております。金網フェンスや電気柵などの修繕等に要する費用の一部を助成する有害鳥獣対策事業に２００万円、農地及び農業施設の修繕等に要する費用の一部を助成する農地保全事業に６，６５０万円、林道施設の修繕等に要する費用の一部を助成する林道維持管理事業に１，８００万円を計上しております。

なお、歳入につきましては、財政調整基金繰入金により編成したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、議案にご賛同いただきますようにお願い申し上げます。

○議長（野口久之君）　補足説明を担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　それでは、議案第１号　京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして補足説明を申し上げます。

まず、今回の改正に係る関係条例でありますが、行政組織の改編に伴いまして、三つの条例を改正する必要がございまして、関係条例の整理に関する条例といたしまして、第１条におきまして、京丹波町課設置条例の一部改正、第２条といたしまして、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部改正、そして第３条といたしまして、京丹波町財産運営委員会条例の一部改正を規定させていただいているところでございます。

議案書の三枚目でございますけれども、新旧対照表をつけておりますので、これによりまして順に説明をさせていただきたいと思います。

まず第１条関係の、京丹波町課設置条例の改正でございますが、右側が旧条例でございまして、左側が新条例ということでございますが、右側の第１条第９号の「産業振興課」を左

側でございますけれども、「農林振興課」に改めまして、新たに第１０号として「商工観光課」を加えるというものでございます。

次に、第２条でございますが、課の分掌事務でございます。ページをめくっていただきまして、下から三行目でございます。農林振興課におきましては、次のページにわたりますけれども、産業振興課の事務としておりました第５号の「観光商業及び労働行政に関すること。」を削除しまして、商工観光課の事務といたしまして、第１号「商工観光業の振興及び労働行政に関すること。」第２号といたしまして「企業誘致の推進に関すること。」を規定をさせていただいたところであります。

提案説明にございましたとおり、平成２６年度の新たなスタートを控えまして重点政策として掲げております産業の振興、それから農林業の振興を一層推進していくための体制整備を図るというものでございます。

次に、前のページに戻っていただきまして、上から三行目でございますが、企画政策課の分掌事務でございますが、今回第５号といたしまして「地域資源の循環利用に関すること。」を加えております。これにつきましては、主に木質バイオマス産業の育成を始めといたしまして、森林資源の有効活用を図るなど、新たな町の資源循環の仕組みづくりを目指す、そういったことを目的といたしまして、企画政策課の事務に追加をさせていただくものであります。

次に、次のページの土木建築課の分掌事務でありますが、今回第５号の「畑川ダムの推進に関すること。」を削除するものであります。ダムの周辺整備につきましては、規則におきまして、土木建築課の開発プロジェクト推進室の事務といたしまして、規定をしておりまして今後とも実施をしてまいりますが、ダムの推進につきましては完了したということから、今回整理をさせていただくということでございます。

なお、このほか条例ではございませんけれども、関連いたします機構改革といたしまして、行政組織規則におきまして、総務課の「消防防災係」を「危機管理室」に改めまして、防災対策を強化するということとしておりますほか、企画政策課には、ただ今申し上げました地域資源の循環利用を推進するために「地域資源活用推進室」というものを置くこととしておりますことを付け加えさせていただきます。

次に、ページをめくっていただきまして、第２条関係でございますが、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の改正でございますが、この条例につきましては、管理職手当を支給する管理職を指定するというものでございまして、「産業振興課長」を「農林振興課長」に改めまして、「商工観光課長」を加えるというものでございます。

次に、最後のページでありますが、第３条関係の、京丹波町財産運営委員会条例の改正でございますが、この委員会につきましては、町長の諮問に応じまして、町有財産の管理運営並びに利活用について調査研究審議する機関ということでございますが、この財産運営委員会の事務につきまして、町有山林につきましては、「産業振興課」となっておりますものを、今回の改正によりまして「農林振興課」とするというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第２号でございます。消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして説明を申し上げたいと思います。

まず、消費税率の引上げにつきましては、今後とも増加が見込まれます社会保障４経費の財源確保を図るということを主な目的といたしまして、平成２４年８月２２日に公布されました社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律におきまして、消費税率と地方消費税率を合わせまして、平成２６年４月１日から８％、平成２７年１０月１日から１０％というふうなことで、二段階に分けて行うこととされまして、２６年４月１日から８％に引上げることにつきましては、昨年１０月１日の閣議決定によりまして予定どおり引上げるということとなったところでございます。これを受けまして、本町におきましても税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処すると、そういった国の考え方を踏まえまして、公の施設の使用料や利用料金、また上下水道事業等の料金等について、消費税相当額分の引上げを行うことといたしまして、関係する４２の条例について今回改正をお願いするものであります。

議案につきましては、４２の条例改正を関係条例の整理に関する条例として一括して改正する方法をとっておりますけれども、議案書も大変分厚くなっておりますため、まず全体の構成を見ていただきますために、本日Ａ４の１枚ものの一覧表をお配りをさせていただきました。そちらの方をご覧いただきたいと思います。

それぞれ担当課ごとに章で区分をしておりまして、第１章の企画政策課関係から第９章の教育委員会関係まで、それぞれ所管しております施設等の条例改正につきまして第１条から第４２条ということで整理をしているところでございます。こういった一覧というふうなことで、４２本の条例改正をお世話になるということでございます。

次に議案書のほうでございますけれども、１６ページまでが本文ということになっております。１６ページの後に新旧対照表をつけさせていただいております。

それぞれに説明をさせていただくべきだとは思いますけれども、改正内容につきましては、

いずれも使用料等につきまして、消費税引上げ相当額を引上げるという内容でございまして、条例そのものの内容には変更はございませんので、大変恐縮でございますけれども、個々の説明につきましては、省略をさせていただきまして、施行期日の関係につきまして少し説明をさせていただきたいと思います。

議案書の１５ページをお開きいただきたいと思います。附則の関係でございますが、附則１の施行期日でございますが、この条例につきましては、平成２６年４月１日から施行するというものでございますが、附則２から５におきまして、水道及び下水道関係の料金につきまして、経過規定を設けさせていただいております。これにつきましては、料金を算定する期間が施行日をまたぐ場合の経過措置ということでございまして、条例の施行日前、つまり２６年４月１日以前から継続して使用している水道、あるいは下水道等の料金につきましては、４月３０日までに料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金については、従前のとおりとするということでございます。

具体的には４月２０日頃に検針を行って確定をいたします料金、これを本町では５月の請求分ということになりますけれども、この料金につきましては改正前の料金になるということでございます。そうした経過規定をつけさせていただいております。

以上、誠に簡単で恐縮でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　それでは、議案第３号　京丹波町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧下さい。現行条例第３条第２号の一般家庭の新規加入分担金ですが、町合併以降見直すことなく現在に至っておりますが、今年度で集合処理区域の整備が完了しますことや、近隣市町の実態調査から、また消費税率及び地方消費税率が４月１日から引上げられることも考慮いたしまして、消費税を含む額ですが、現行一口につき１０５万円を８６万４，０００円に引下げを行うものでございます。

また、本条文に「前号の」とありますが、前号であります第１号には一般家庭の分担金についての記述がございませんので、これを合わせて削除するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第４号　京丹波町農業集落排水事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

同じく新旧対照表をご覧下さい。現行条例第３条第２号の一般家庭の新規加入分担金です

が、特定環境保全公共下水道事業と同様に、農業集落排水事業等につきましても消費税を含む額ですが、現行一口につき１０５万円を８６万４，０００円に引下げを行うものでございます。また、同じく条文に「前号の」とありますが、前号であります１号には一般家庭の分担金についての記述がございませんので、これを合わせて削除するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君）　伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　続きまして、議案第５号　平成２５年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に８，６５０万円を追加し、補正後の額を１２９億７，７５０万円とすることをお願いするものでございます。

概要といたしましては町長の提案理由説明にございましたとおり、台風１８号の豪雨による災害復旧に要する費用のうち、農林業関係予算の追加を計上させていただいたものであります。

それでは予算書の最終ページでございますが、事項別明細書のほうをご覧いただきたいと思います。歳出でございますが、農業振興費の有害鳥獣対策事業の２００万円でありますが、これにつきましては、被災した金網フェンスや電気柵の復旧に係る補助金の追加でありまして、資材費の９割を補助するというものでございますが、１月２４日現在で２５件の申請をいただいておるというふうなことでございます。今後の申請見込等も勘案をいたしまして、２００万円の追加をお願いさせていただいておるところでございます。

次に、農地費の農地保全事業の６，６５０万円につきましては、農業用水路や農道等の修繕を受益者が自ら行う場合、その費用の９割を補助するものでございまして、９月の補正予算では３，５１０万円、１２月の補正予算でも５，９４０万円を計上させていただいたところでありますが、同じく１月２４日現在で１９７件、４３２箇所にのぼる申請をいただいておりまして、一部交付決定ができない状況となっている状況でございます。そうした中で、今後の申請見込等も勘案をいたしまして、今回多額となりますけれども、６，６５０万円の追加をお願いするものであります。

次に、林業振興費の林道維持管理事業の１，８００万円でありますが、林道関係につきましても、林道等の修繕を受益者が自ら行う場合、その９割を補助することとしておりまして、９月の補正予算で７００万円を計上しておりましたが、これも１月２４日現在で１８件、１９箇所の申請をいただいておりまして、今後の申請見込等も勘案いたしまして、１，８００

万円の追加をお願いさせていただいたところであります。

次に、歳入の関係でございますが、３ページでございます。歳入につきましては、特定財源は見込めないことから、財政調整基金繰入金により調整をさせていただいたところであります。

以上、議案第５号　一般会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君）　以上説明のとおりであります。

これより議案第１号　京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。

坂本君。

○６番（坂本美智代君）　今説明をいただきまして、この産振課は大変多岐にわたる課でありまして、今回分けるということで、商工観光課を設けるということでありますが、町長の所信表明の中にもありまして、企業誘致とかそういうことにも力を入れたいということでありました。それはそれでもちろん大事なことでありますが、やはり地元といいますか、商店街のこれまでも言わしていただいたこともあったと思うんですけれども、商店街の聞き取り調査を職員さんも歩いて、今の現状をしっかりと聞いたうえで、商店街の活性化ということも必要かと思うんです。そういったこともこの商工観光課でされるかどうかということ１点お伺いしたいのと、商工観光課長ということで、改めて課長が一人加わるということなんですが、体制的には、今の職員さんの人数の中でそういった課長というものをおかれるのかどうか。その人数の体制というのは、職員さんの体制はどうなるのか。改めてまた何人か募集されて力を入れはるのかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君）　伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　地元商店街の関係でございますが、これにつきましてはもちろんこの中でやっていくということでございます。商工観光課長の管理職の関係でございますが、これにつきましても現員の中でやっていくという方針でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　東君。

○１１番（東まさ子君）　今、現員の中でやっていくということでありました。これまでの産業振興課でも事務的には商工観光、企業立地推進ということで、担当を設けてやってきておられたということであります。更に、京都産業２１に職員の派遣もされていましたけれども、新たに課を分けて推進していく理由について、具体的に重点として取り組んでいく中味的に

具体的なものがありましたらお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君）　伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　具体的なものといいましても、総体的に商工業の振興というものを一層強化していくということに尽きると思います。京都産業２１にも現在派遣をいたしておりますが、これにつきましてもそういった施策の一環というふうに捉えておりますので、今後とも重点的に商工業振興ということを進めてまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　東君。

○１１番（東まさ子君）　企業誘致も大切な仕事でありますし、大事なことであると思っておりますが、どういう企業にきてもらうかとか、町として理念というか、こういう企業にきてもらって、町の活性化を図っていくということやら、雇用を増やしていくという、どんな企業でもよいというふうな考えなのか、そういうことについてはどのように考えておられるのか。大体田舎へくるというのは、安い労働力を目当てにくるというそういうこともありますので、非正規の職員が京都府は全国的にも多いということでありますし、その中でも京丹波町は更に非正規の職員が多いということも数字的になっておりますので、どういう形の企業推進を考えておられるか、もう少し詳しく、課を設けられるので詳しくお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君）　久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君）　現在の担当しております産業振興課として、企業誘致のことについて、先ほどのご質問に答弁させていただきたいと思いますが、企業誘致の理念ということでございますけども、今年、京丹波町の企業立地促進条例というのを設けさせていただきました。その中では、環境に配慮した企業であって、町長が特に適当と認めるもの。という企業さんを要件といたしまして、あと固定資産税の投下要件とかございますけれども、それを一定の要件といたしまして、企業を誘致していくということでございます。また、あわせて京丹波の豊かな食をテーマに町づくりをしている関係から、既存の食品産業に加えて、新たな食品産業、食に関する企業を誘致しまして町の食による町づくりとともに、企業によるまた食の町づくりを一緒になってやっていくという考えのもとに食関係の企業誘致にも頑張っていきたいというふうに考えております。

それから、労働力の関係を求めてということでございますけれども、なかなか企業さんも農村部にきても労働力不足であるということも聞かせていただいております。そういった中

で、労働力も一定確保できるような町としての体制もとっていかないのではないかということを考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　東君。

○１１番（東まさ子君）　町の活性化ということで、町づくりということで、いろいろと大事な仕事だと思っておりますが、合併して８年を経過して本町では合併当時はいろいろと各旧町の調整というようなこともあって、参事制をとってこられているということでありますけれども、この参事制について見直しをしてはどうかというような町民の皆さんの声も聞いたりするんですが、そういう体制の見直しについては、今回新しく課もつくられたのでありますので、そういう参事制などの体制の見直しというのは考えておられるのか。あわせてお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　あんまりそういうことは考えておりません。

○議長（野口久之君）　ほかございませんか。

これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　これで討論を終わります。

これより議案第１号を採決します。

議案第１号　京丹波町行政組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手　全員）

○議長（野口久之君）　挙手全員であります。

よって議案第１号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君）　次に、議案第２号　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を行います。

北尾君。

○８番（北尾　潤君）　これは全国どこでもそうなんで、絶対間違いはないのはわかっているんですけど、金額を１．０５で割って、１．０８を掛けて四捨五入っていう考えだけでは誤差がでる部分というのはどんなふうに考えられているんでしょうか。

○議長（野口久之君）　伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　基本的には今おっしゃいましたような計算式になると思いますけれども、端数の切り上げ、切り捨ての関係につきましては、それぞれの事情に応じて適切な範囲内での端数調整を行うということになっておりますので、１０円単位に切り下げておるというのが通常でございます。

　以上でございます。

○議長（野口久之君）　北尾君。

○８番（北尾　潤君）　すいません。細かくて。例えば８ページの「１２６円」を「１２９円」にというとことかは１２６円を１．０５で割って、１．０８を掛けると１２９．６になって、これ四捨五入ではなくて切り捨てになったりしてて、あと、別の部分で３ページの「１，５７０円」を１．０５で割って、１．０８掛けたら１，６１４．８６円になってて、四捨五入ではなくて切り上げになっているんですけど、何か基準というのはあるんでしょうか。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　８ページの関係の、例えば水道の料金の関係でしたら、１０円未満を切り捨てるというような格好で条例を整理しておりますので、そういった金額が算定されるところでございます。

○議長（野口久之君）　北尾君。

○８番（北尾　潤君）　四捨五入したりとか、切り上げ切り捨てというのは課によって違っているもんなんですかね。条例にのっとって計算していると思うんですけどそうでしょうか。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　申し訳ございません。勘違いしておりまして、追加の料金の関係につきましては、１円未満は切り捨てということで水道の関係しております。最終的な料金につきましては、メーター料金も足して、最終的には１０円未満を切り捨てておるところでございます。

○議長（野口久之君）　北尾君。

○８番（北尾　潤君）　例えば３ページのやつは、切り捨てではなくて切り上げになっているんですけど、これは１，５７０円を１．０５で割って１．０８を掛けたら、１，６１４．８

６円になるんで、四捨五入しても切り捨てても１，６１０円のはずが、１，６２０円ってなっているのはなぜでしょう。

○議長（野口久之君）　岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君）　消費税がかかります前が１，５００円でして、その１，５００円の８％掛けということで、この金額になると思うんですが。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　坂本君。

○６番（坂本美智代君）　今、計算の仕方で北尾議員が細かくおっしゃったんですけど、私もちょっとお伺いしたいんですが、新旧対照表を見せていただいている中で、ほとんど消費税の今回の８％ということで計算をされていると思うんですけれども、中にはそのまま上がっていないというんですかね、消費税を掛けていないのが何点かあるわけなんです。３２ページの、わち緑の交流空間施設の中の、シャワー１回につき２００円。これはそのまま新旧も同じと。もう一つは、備品の中で使用料でおふとんの方は３１０円になっていますが、毛布の場合は、そのまま２００円ということになっております。こういった考え方いうのはどうなのかお伺いしたいと思います。

私は、なぜ消費税を使用料にかけるのかなというのも疑問の考えの中であるんですけど、この点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君）　榎川和知支所長。

○和知支所長（榎川　諭君）　３２ページの２００円の件でございますけれども、これにつきましては、消費税分を掛けさせていただいても、消費税を加えても、四捨五入の関係で少額なので、一緒ということでございます。

○議長（野口久之君）　坂本君。

○６番（坂本美智代君）　この公の施設の使用料に税金をかけるということであるんですけれども、公の施設というと身近な施設がほとんど多くて、私の質美の地域なんかでも振興センター、大変お年寄りの方がサークルで使われております。こういった方はほとんど６５歳以上とか高齢者の方なんで、今回微々たる何十円か何百円のお金やという考え方でおられるかもわかりませんが、その方々は税金の中で自分達をできるだけ元気で地域で皆と一緒に活動したいなという思いで公民館なんかを、質美やったら振興センターなんかを利用されているんですけれども、ある方は、使用料に税金かかるの。というような声も聞いております。やはりこういった地元の公共施設の活用に関しては町がもう少し、やはり使用していただいてこそ価値があると思うんですよね。せやからこういった使用料に税金をかけるということを、

できるだけしてほしくないというのが町民の声でもあると思うんですけれども、私は一部の方しか聞いてないので皆がそうとは言えないんですけれども、やはり町の努力として、できるだけそういった公の施設に、特に使用料に税金をかけるのはどうかなという思いがあるんです。冬とか夏の冷暖房は改めて特別使用料として五割増ですか、それぞれとっているわけでありますから、それは暖房を使うので、灯油を使うのでとかいう、そういった原材料を使うので仕方がない部分もあるんですけれども、そういった部屋を使うだけで使用料を上げるというのが少し私は腑に落ちない、変な意味で言うたら便乗値上げになるんやないかというようなことも思うんですけれども、その点をちょっと町長に考え方をお伺いしたいと思うんです。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　京丹波町が５％から８％にして、３％分公共、こういう施設についても料金収入の中で３％アップいただくわけですけれど、それは京丹波町の収入になるのではなく、また国庫に収めるということで、転嫁せよという一つの方針がありますので、その政府方針にのっとって取り扱いさせてもらってるというふうに説明をしたいと思います。

なお、消費税が５％の場合、地方消費税１％、従いまして８％になったときが１．７だと思うんですが、それは０．７については、多少配慮する余地があるんかもわかりませんけれど、そういうことせずに転嫁せよという一つの政府方針がありますので、そういう取り扱いをさせてもらっているというふうに町民の皆さんに説明したいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君）　坂本君。

○６番（坂本美智代君）　政府の方針ということではあるんですけれども、やはり町民の暮らしをまず守りたいというのも町長の大きな使命でもあると思いますし、それによって、どれだけの活用される中で、住民の利用することによって、どれだけの住民の方にとっては、これが上がることによって、ちょっと活用を控えようかといったサークルの方も、そんなやったらほんまにこれまで5回行っていたのを３回にしないとあかんなとか、そういったことも考えられるんやないかと思うんですけれども、もう少し町の努力として、できないものかどうかという、政府の方針なので従うんやと言われれば何もかにも上の方で決めてしまったらしょうがないっていえば言えるんですけれど、先ほど総務課長からも答弁あったように、また来年の１０月からは１０％になるという予測もされておりますので、またそしたらその時にこういった改正をして１０％にするという方向になるというのか、ちょっとその方向だけ町長にお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　そのとおりなんですよ。また１０になったら、地方が２．２ということになるんですね。そやからきちっと徴収する分は徴収して、そして給付をしっかりとするというような意味合いなんですね。これは。そのように理解してもらったら嬉しいですけど。

○議長（野口久之君）　東君。

○１１番（東まさ子君）　今町長から３％増税分も含めて８％は消費税分は国へ納めるのだというふうにお聞きしたわけでありますが、課長のほうから補足で、経過措置があるということで、２６年４月１日から施行であるけれども、水道事業でしたらそういう経過措置があるという話もあったんですが、こういう施設の利用料などの消費税については、徴収はされておりますけれども、国へ納付されているのかどうかお聞きしておきたいと思いますし、それから今回９章までいろいろと章に分けて改正がされているわけでありますが、それぞれ３％増税分、総額にすればどのような金額になるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　経過措置の部分につきましては、総務課長から補足説明であったとおりでございます。また、水道、下水道に係る消費税につきましては、一般的にいわれております売上に係ります消費税から、仕入れ、言い換えますと給水したり処理したりする金額に係る消費税を差し引いた額を申告し、当然納税しているということでございます。

○議長（野口久之君）　伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君）　ご質問いただいておりました一般会計の関係でございますけれども、消費税額を納めているかということでございますが、これは、自治体の一般会計に係る業務につきましては、消費税額とそれから控除することができる消費税額を同額というふうに見なすことになっておりますので、結果的に一般会計分においての消費税の納税というのはございません。最終的にそれは消費者が負担しておるというご理解をいただきたいと思います。あと、全て３％かけてどれぐらいになるかということにつきましては、今算定をしておりませんのでお答えすることができませんので、ご了承いただきたいと思います。

　以上です。

○議長（野口久之君）　東君。

○１１番（東まさ子君）　今特別会計の上下水道については、消費税を払って納付しているということでありますけれども、一般会計のほうでは納付していないということでありますので、消費者が使用者が負担しているということになっているわけです。ですから、何も町が３％増税分を今回転嫁しなくても別にそれは財政的には大きな問題はないのではありません

か。それと、総額を出していないということでありますけれども、上水道も下水道も出しておられないのかどうかも含めてですけれども、やはり３％の増税でどれだけ皆に負担増になるかということぐらい、やはりきっちり、平成２５年度の当初予算の元にして計算するのでもよいので、やはりどんだけ負担になるのかということぐらい、計算しておくべきではないかなというふうに思っております。今できていないのであれば、計算をしておいてほしいと思います。

　また、町長のほうからいろいろ給付にまわるんだということでありましたが、今の国の様子を見ておりますと、年金も医療も介護も負担が増えて、給付は削られるということが明らかになってきているわけで、本当に私達が納めた消費税が社会保障に使われていくというのはごまかしであるということがはっきりしていると思うんです。ですから、町長は先ほどの１２月議会でもですね、大きな影響を住民に与えるというふうにおっしゃってますし、消費は増えないとも言っておられます。こういうことが現実におきてくると、町民の暮らしは大変になるし、町の財政も困難になってくるということにもなりますので、まだ消費税増税施行は4月１日ですので、町長が増税はよくないというそういう立場に立つということも大事ですし、その増税分は町民に被せないというそういう態度も大事なことであると、今の時期思うんですけれども、私は撤回すべきだと、この値上げ案についても思うんですが、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　確かに社会保障については、多少おっしゃっているような見方もあろうかと思うんですけれども、いずれにしましても社会保障というものは自然増で、ものすご増えてきているわけで、それに見合わないけれど、少しでも給付に近づけるために今回３％上げるということになっていますので、そのように町民の皆さんにも理解してもらったらいいんじゃないかと私は思っております。

　以上です。

○議長（野口久之君）　村山君。

○１３番（村山良夫君）　私の思い違いかもわからないんですが、添付資料の新旧対照表の中の１ページの一番下のグラウンドゴルフの使用料ですけども、旧町内利用者２００円以内とこうなっているんですけども、現状３００円でないかなと。私も何回か行っていますので、いつも３００円の計算で払っているように思うんですが、これは単純なミスプリントなのかそれとも規定外で今まで徴収していたのかお聞きをしておきます。

　それから、これは関係ないのか、それとも資料が十分見られてないんですが、例えばＣＡ

ＴＶの使用料とか、それに関するインターネットの使用料、これらについては変わらないのかどうか。そのことについてはどこにしてあるのかどうか。

それからもう一点は、直接的には関係ないんですが、今申し上げたように、この規定の中に入っていない設備とか更地とかの貸借についても、特に更地だけをそのまま貸す場合は、土地ですので、消費税の対象にはならないとは思うんですけども、その辺のこともこの際、充実というんですかね、広げておく必要があるんではないか。特に私が思いますのは、町長も方針でおっしゃっているように現在の町の遊休資産というんですかね、遊休施設を優先的に売却なりまた企業誘致のために貸与するなり、とおっしゃってますので、そういう意味ではそういうものについても、今後貸す予定があるとかそういうものについてもあげておいて、施設の中の対象にしておいてもらったほうが今後のためにいいんじゃないか。これは私のお願いです。始め二つについては、回答をお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君）　山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君）　グラウンドゴルフの２００円の件でございますが、使用料としては２００円ということで、あとスコアカードの分は別ということになっておりまして、使用のみを２００円で徴収をしているということでございます。

それからケーブルテレビのインターネットにつきましての件でございますが、ケーブルテレビにつきましては、基本的には今回８％を導入しないという方針でございます。これにつきましては、ケーブルテレビについては、ただ単にテレビのみの配信をしているということではございませんでして、いわゆるその行政からの各種のお知らせ、また災害、また緊急時に要する通報等の行政的な要素も含んでおるということもございますので、そうしたものを勘案しながら今回は据え置きということにさせていただいているところであります。

○議長（野口久之君）　村山君。

○１３番（村山良夫君）　そういうことは、グラウンドゴルフの町内利用者については、この際、消費税に関する転嫁分はしないとこういうことなんですね。それと、ＣＡＴＶも同じく特別な事情があるので、今度の消費税の値上がり分を転嫁しないと、こういうことなんですね。そうなりますと、先ほど町長がおっしゃっていたように、国の方針で云々というできるだけ転嫁をせいという中で、こういう行政がそういう方針を立てるということは、一般的に言われてますように、中小企業の場合、消費税がそのまま転嫁できない、転嫁することによって売上が落ちるとか、また下請け業者が転嫁することによって発注が落ちるとかいうようなことで、現実はできないのではないかというようなことで、国としては、そういうことがないように指導していきたいと、こうおっしゃっている中で、行政が若干そういうことに、

金額が少なくても、取り組まないというのは基本的な姿勢としていかがなもんかと思うんですが、その辺のお考えをお聞きします。

○議長（野口久之君）　山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君）　グラウンドゴルフにつきましては、２００円から３００円に改めさせていただくということでございます。

また、ケーブルテレビの分の据え置きの件につきましては、おっしゃる点もあろうかというふうに思いますけれども、ケーブルテレビについては、町民の方、幅広くほぼ加入をしていただいて、日々ご利用いただいているということもございます。先ほど申しましたように、公共性の高い部分での活用ということもございますので、総合的に判断をさせていただいたところでございます。

○議長（野口久之君）　村山君。

○１３番（村山良夫君）　今おっしゃっている趣旨はよくわかるんです。そういうことになりますと、先ほど坂本議員がおっしゃっていたように、いろんな施設を利用することによりまして、これもいつも私申し上げているんですが、国民健康保険の給付をそういう施設を利用してレクリエーションをするとか、いろんなことをされることによって、そういう給付、病院へ行く回数が減るという意味ではそういう施設については、ＣＡＴＶの分を配慮するのなら、その辺もしてできるだけ高齢者の人なり、また地域の方がそういう形で利用できやすいようにすることが、間接的に国保の円滑な運営になるということもありますので、今おっしゃっていたようなことが配慮できるのなら、そういう部分についても配慮しておくべきでないかと、このように思うんですがお考えをお聞きします。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ご意見として十分伺っております。今課長から二度答弁していますとおり、確かに３％上げないことによって、公共施設利用が増えるというより、維持できるか、あるいは減るかという瀬戸際ではありますけれど、ＣＡＴＶについては、いろんな直接的に命に関わるような緊急放送をさしてもらっているということで、これを３％であっても上げる、あるいは来年４月１日からですか１０％に上げることによって、ＣＡＴＶ利用される方が減ると本当に緊急事態に対応できないということで、私が判断したということでご理解いただいたら結構でございます。

以上です。

○議長（野口久之君）　これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○１１番（東まさ子君）　それではただ今から、議案第２号　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、平成２６年４月１日から消費税８％への増税に伴う料金改定を提案しております。中央公民館を始めとする旧町の公民館、学校の体育館の使用料、病院での診断書、グリーンランドみずほのグラウンドゴルフやプールなどの施設使用料、上下水道料金など４２件について消費税増税分を料金に転嫁し利用料の引上げを行うものです。

一般会計で処理されております施設使用料などは、消費税法第６０条で課税は免除されており、転嫁してもそれを納税するわけでもなく、便乗値上げでしかありません。住民に負担増となる使用料の消費税３％の値上げは撤回すべきであります。

町長は、国が転嫁をといっているので、それに従うといわれますが、消費税は町民の毎日の買い物全てに係るものであって、その増税額は年間を通してみれば多額になります。とりわけ低所得ほど負担が重いという逆進性の強い消費税の増税は、その逆進性をよりひどくするものにほかなりません。生きていくのに欠かせない水道料金、上下水道料金の増税転嫁は住民の暮らしをますます苦しめるものであり許せません。消費税３％増税した時の総額も試算をしていないということでありますけれども、これは大きな問題だと思います。消費税を増税すれば本当に暮らしに影響を与えますし、消費の落ち込みは避けられません。それに伴い生産減少、雇用の悪化、所得減少、税収減少の悪循環をますます加速させることは１９９７年の消費税５％への増税の際に既に実証済みであります。９月議会に民主商工会の皆さんや建設労働組合の皆さんから消費税増税中止の請願が提出されましたように、不安と懸念の声が表明されております。しかも消費税は社会保障や地方の財源確保どころか法人税減税の穴埋めにされているのであります。本町にとっても税収が増えることにはなりません。したがって、消費税増税分を公共料金に転嫁する今回の議案に反対を表明します。

以上、反対討論といたします。

○議長（野口久之君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　これで討論を終わります。

これより議案第２号を採決します。

議案第２号　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制

定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手　多数）

○議長（野口久之君）　挙手多数であります。

よって議案第２号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君）　次に、議案第３号　京丹波町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

岩田君。

○７番（岩田恵一君）　今回の改定、次の４号も一緒なんですけども、ここでお聞きしたいというふうに思います。今回の改定にあたりましては、近隣市町村の状況とか、４月１日からの消費税増税に関わることからということでございます。下げることについては私何にも文句はありませんし大いに結構だというふうに思っておりますが、改めて今回この時期に町長が改定をされた理由ですね。それをお聞きしたいのと、その判断された時期はいつだったのかということをお聞きしたいというふうに思います。それから、これ担当課長になるかも知れませんけども、近隣市町村の状況というのは、お隣の南丹市さんとか亀岡とか、北側では福知山ということになるんやけども、府下の同じ町村レベルでの状況を踏まえてのことなのかもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ずっとこういう近隣との比較の話もありまして、南丹市やあるいは福知山市は三和町とか夜久野含めて合併されたんで、そういうことも踏まえて参考にしていつか値下げをせんなんなというふうに私は思とったんです。ただ、今まで１０５万円もらっていた人もあるわけで、タイミングを非常に計らんと、なんで我々は１０５万円で今度の八十何万になるんだという議論が必ず沸きあがるんじゃないかということで、タイミングを慎重に計っておりました。

それで、ちょうど消費税がこうして上がるということも確定しましたので、それに向けて消費税が上がるタイミングを計って、この際加入分担金の値下げをしようということで決断したわけですが、時期については、ずっとこの１年ぐらいは考えとったんですけれど、消費税が８％になるという確定した時期から課に指示しましていくらぐらいが適当かということを数字で出させて、そして今回提案する運びになったということであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　近隣市町の実態でございますけれども、なかなか例規でしか確認

できないところがございますが、南丹市につきましては、特環、農集７５万円でございます。それから、そのお隣の亀岡市では、新規加入というか、通常の分担金になるんかも知れませんが、総事業費の１０パーセントと定められております。また、北側の綾部市さんにつきましては、上限が７５万円。福知山市さんにつきましては、総事業費の１０パーセントで上限はなしといったところが近隣市町村の実態でございます。

○議長（野口久之君）　岩田君。

○７番（岩田恵一君）　今回の値下げにつきましては、大いに賛成すると先ほど申し上げました。次はちょっと不足を申し上げたいと私思とるんですが、こうした直接住民の負担に関わる料金でありますとか、負担金等については、従前からのその料金体制また負担金体制が適正であるかどうか、これは外部の有識者も含めて、料金等審議会の中で検討されてきたというような経過もあったというふうに思います。今回の分担金についても直接住民の負担に繋がるという案件については、先ほど時期についてお聞きしたんですけども、町長は１年前からこういうことは考えておったということで、担当課へ指示をしとったということなんで、できたら議会にも事前にこういう思いがあんねやということを言うていただいて、私どもにも常任委員会がございますんで、そこで十分近隣市町村の状況とか町長の思いも語っていただいた中で、十分審議されて今回の結論を得たというようなことの運びにしてほしかったなという思いでございますし、過去にも私が建設常任委員会させていただいた中で、下水道料金の改定の折には、継続審査ということで十分に住民の代表者である議員の意見なり、また住民の皆さん方のご意見をお伺いする中で、先延ばしをさせていただいたという経過もございます。そういったことで、こういった料金とか負担金の改定については、十分慎重に審議をされるべきだろうと思とります。また、今回されて、私反対するつもりは何にもないんですけども、当然4月１日からということになりますし、消費税との絡みもありますんで、できないわけですけども、住民としたらやっぱり今言われてますように４月１日以降消費税もアップするということで、特に今朝のテレビでも言うてましたですかね、白物家電もかなり売れとると、特に高級もの、自動車ですとか、特に今回下水道の負担金に関わることにつきましては、住居の新築とかいうことも検討されている方もあると思うんです。この際年度内に契約を済ませてということもあると思いますけども、そういうことのためには周知期間をもっと少し余裕を持って、昨年来からこういう４月からはこういうことにするでというような周知期間をもう少し長くとっていただけたらありがたかったかなと思いでおるんです。そういった中で、今後のことも含めまして、こういう改定については、十分に議会とも町長も常に議会と行政は車の両輪のごとく一体的に町政を進めていくんやということをおっしゃっ

てますんで、今後の形として、そういうことでのこういった改定問題については、事前に私どもとも相談する機会を持っていただけるものなのかどうかを含めて、町長にお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　これが改定が値上げであればきちっとできたんかなというふうに、今反省しとんですけれど、これからは少なくとも改定ということに関わっては、今岩田議員さんがおっしゃたこと、しっかりと守っていきたいというふうにまず思っております。確かに１年あるいは２年前ぐらいからこのこと非常に心にというか頭の片隅においとって、そして格好良く消費税の値上げが確定した時期からというふうに言うてるわけですけれど、そのことをできたらこれから私自身もこう考えているということを言うとったらよかったんですけれど、担当課、こういう私に説明してくれる案として、説明してくれるのが非常に迫ってからになるもんで、産業建設常任委員会等に一切お諮りできてなかったというか、説明できてなかったなというふうに今気づきました。何とかいつも私職員には言うてるんですけど、文書になる前に口頭でできるだけ早く説明しに来いというて言うてるんですが、今回についてもなかなかほん際にならんとこういう説明がなかったもんで、議会の特に担当していただいている建設常任委員会に説明ができてなかったということ、本当に申し訳なく思っております。ここで申し上げたいのは、改定、値上げであろうが値下げであろうがきちっとあらかじめ皆さんに説明させてもらって、いろいろあらゆる場面でご意見を聞いて、この金額等について、これから確定していきたいとそのように思う次第です。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君）　東君。

○１１番（東まさ子君）　私も今回分担金が引下げされるということで、それは喜ばしいことだと思っております。特に近隣との均衡もあるということで説明もあったわけでありますが、下水道事業については、今いろいろと言っていただいたことでありますが、水道料金などもあわせて考えると、本当に南丹市でありましたら本町の基本水量の半分２分の１でありますし、亀岡はもひとつ上下水道とも料金については低いですし、そういう点でみたら、町づくりを考えたら、園部よりも京丹波のほうが奥ですので、南丹市を越えて京丹波へ移り住んでもらおうと思えば、やはりより住みやすい条件で今回改定をされるのであれば、もう少し引下げの幅を大きくしてもらって、いろいろと先に事業をされた方との兼ね合いもありますけれども、それはいつかはそういう時期があるわけでありますので、そういうことにはならなかったのか。その点についてお聞きをしておきたいと思います。本当に水道料金高くて生活

しにくいというのを聞いております。町長の考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　３号議案ですね。下水道料金については今提案さしてもらったとおり、１０５万円であったのを８６万４，００円ということで提案さしてもらっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　東君。

○１１番（東まさ子君）　せっかく引下げの改正ですので、もっと京丹波に住んでもらえるために、もう少し引下げができないかということであります。それは、例えばということで、水道のことを言いましたけれども、上下水道二つ合わせると、本当に高くなりますね。今回引下げをしたとしても。ですから町づくりの観点からはもう少しできなかったのかと、安くできなかったのかということでありますが、もう一度お答えいただけたら嬉しいですが。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　これ１００万円と５万円の消費税になっているんだと思うんですが、２０パーセント値下げさしてもらうということが、精一杯であったというふうに理解してもらったら嬉しいです。

○議長（野口久之君）　山﨑君。

○１２番（山﨑裕二君）　今回引下げが行われるということは私もよいことやと思ってます。今、聞いた中で２０パーセント値下げということで、大体のことは理解できたんですが、この４月に値下げが行われて、また第２段の値下げが行われる可能性、そこまでは町長は今考えられているのかどうか。ちょっとお伺いします。

○議長（野口久之君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　そういうことは考えないんです。もしそうであれば、こういうふうにありますということをあらかじめ説明せんなんというふうな認識でおります。

以上でございます。

○議長（野口久之君）　村山君。

○１３番（村山良夫君）　私も先ほどの岩田議員と同じように、加入金の負担金を引下げられたことについては、非常に喜ばしいことだと思うんです。ただ、このことに関して、いくらかの懸念があります。先ほどおっしゃってた近隣の自治体ということで、南丹市、綾部市、亀岡市、福知山市をあげておられましたけれども、南丹市と綾部市についてはちょっとわからないんですが、少なくても亀岡市の場合は、固定資産税のほかに都市計画税というのがありまして、その都市計画税で社会資本というんですか、上水とか下水とかそういうものをや

っています。京丹波町の場合、それをやってないわけですね。その中で南丹市がやっているとしたら、ほぼ変わらんぐらいになってて、このことが将来的に負担が増えてくる原因になりかねないか。と申し上げますのは、幸いなことに京丹波町の場合、下水事業が始まったのが遅いんで、まだ耐用年数を過ぎて修理をしなければならないということにはならないかもわかりませんが、過日の公会計制度の勉強会の中で、これは公認会計士の協会がしておられたんですが、その講師が異常におっしゃっていたのが、下水の管理というのが非常に問題になっていると。特に上水ですと、水が漏れるとか、施設ですと、雨が降ったり、屋根から雨漏りがするとかいうて目に見えますけども、下水の場合は、よほど沢山でて、匂いがするまで気がつかない。そういう意味ではちゃんとした管理をする必要があるというようにおっしゃってました。そういうことから考えますと、先ほど申し上げましたように、近隣で比べられた自治体というのは、都市計画税をすでにとっておられますので、その分こういう加入金が少なくなるのは当たり前のことなんですね。そういう意味で安くなったらいいということやけど、目先は確かにそれで結構なんですけど、長い目でみたら、そのことが思わん負担になりかねないかどうか。だから、こういうことについては、もう少しそういうことも含めて慎重に検討しておいていただきたいなというような気がいたします。その辺のことについてどのようにお考えなのかどうかをお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、先ほど申し上げてましたＣＡＴＶですけども、これは命に関わる大事な設備なんで消費税の引上げから外したと、こういうことなんです。ところが、よく考えてみますと、いわゆるこの京丹波町に定住をしていただくというのは、確かに第二の人生を過ごされるために、京丹波町で住宅を建てて、住んでいただくのも結構ですけど、やはりやっぱり大事なのは、若い人が定住していただくことやと思うんです。若い人が定住していただく場合、最近の風潮も含めて、自分で家を建てるというよりは、賃貸とかそういう形で入られると思うんです。そういうことから考えますと、下水道の負担金というのはあまり影響しない。しかし、ＣＡＴＶでそういうことに加入しようとしたら、その分は８万円がそのままですので、先ほどおっしゃってたように、ＣＡＴＶに対して、消費税の配慮をされるのなら、この加入金についても配慮されるべきでないかと、このように思うんですが、その二点お聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　私も亀岡市の都市計画税の話につきましては、勉強不足のところがございますけども、議員おっしゃっていただきましたように、あまり極端な下水道分担金の値下げというのは、本年度についても１０件ほどの新規加入の方から既に１０５万円をい

ただいておる状況でもございますので、あまりかけ離れるとやはりそういう方に配慮した格好にはなりませんので、妥当な額と申しますと、大雑把な回答になるかも知れませんけども、２０万円程度の値下げが妥当ではないかという判断で、今回ご提案をさせていただいたところでございます。

分担金についての消費税につきましては、水道もそうなんですけども、施設利用権というものを、その分担金を払うことによって得るという考え方から、課税対象としているところでございます。

○議長（野口久之君）　村山君。

○１３番（村山良夫君）　ＣＡＴＶのことは、議題と違うので答えていただけないというように理解しておきます。しかし、先ほども関連でＣＡＴＶには特別な配慮をされているのであれば、加入金についても配慮をされとくべき、見直しておかれるべきでなかったかなというのは申し上げておきたいと思います。

それから、先ほどの回答の中で、もう一つ懸念をしてました。いわゆる耐用年数を過ぎることによりまして、一時的に大型の修理というんですか、そういう設備投資が社会資本投資が必要でないかという懸念については、一切考えておられないのかどうか。聞くところによりますと、こういう特別会計も将来的には新公会計制度で複式簿記による単独管理というのが自治省の方針のようですので、その辺も含めてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　町内の処理施設、処理区数は２２処理区ございます。短い処理区ですと供用年数から１０年。長くて２０年以上を経過しているような状況でございます。まだしも全体的に見ると施設としては新しいかも知れませんけども、耐用年数もございますので、将来的な不安はございます。そういったことで、より良く今後経営ができますように、企業会計の導入というようなことも今後考えていく必要があると考えておりますので、健全な経営ができるように今後とも研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君）　坂本君。

○６番（坂本美智代君）　今回の引下げということで、大変町長もさっきタイミングをみていたんやということで、消費税が上がるということでタイミングを見てて、今回出されたわけなんですけれども、今現在未加入件数というんですかね、そういった件数は何件ほど残っているのかわかりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　件数の資料を今持ち合わせておりませんので、大変申し訳ないん

ですけれども、逆に水洗化率から考えますと、町全体、これは浄化槽も含めてですけども、全体の水洗化率としては８６パーセントになっています。

そういったことを考えますと、残る１４パーセントが未加入というか未接続と申しますか、未整備だということでございます。

○議長（野口久之君）　坂本君。

○６番（坂本美智代君）　今持ち合わせないということなんで、３号と４号と合わせて農業集落とあとで結構ですので、またお願いしたら件数をお願いします。

○議長（野口久之君）　篠塚君。

○１０番（篠塚信太郎君）　今回の下水道事業の分担金２０万円の引下げということで、これから加入される方は非常にいいことだし、町づくり、定住対策から見ましても、これは引下げについて反対するものではございませんが、この１００万円ですね、消費税抜きの話で１００万円になった経過ですね、これは合併のときには１０５万円なっていたと思いますし、旧町時代からの経過もありまして、どのような経過でこの１００万円が定められたかということについて、説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　税抜きで１００万円でございますけれども、この条例につきましては、旧丹波町の条例を引き継いだ格好で、旧丹波町の例にならってこの金額が出ております。そもそも基本は、整備当時の各処理区ごとに分担金の金額は確かに違っておったこともございます。そうして２２処理区をずっと整備する中で、単純に負担率を１戸あたりにして出してみますと、家が点在してくる集落とかにつきましては、かなり高くつくと、それが旧丹波町で申しますと、市森、実勢地区あたりの場合には１００万円を超えてきて、その時に一度見直している経過を私聞いておりますけれども、そういった関係から上限を１００万円とした。あわせて、地元の方が整備をする時にそのぐらいを負担されているのだから、新規加入の方についても同じ金額を、作って間もないことですので、いただくのが基本ではないかというところから、この１００万円ができたということでございます。

○議長（野口久之君）　篠塚君。

○１０番（篠塚信太郎君）　いわゆる地元分担金が１００万円、多いところでは２００万円を超えるとこがあったというように記憶はしておるんですが、そのためあまりにも負担が多過ぎて事業が進まないということで、ある時期に１００万円にしょうということで決まったというように記憶してまして、その時に例えば１２０万円払っている集落については、２０万円を返還したという経過があると、私記憶しとるんです。従いまして、今回の２０万円の引

下げも１００万円を負担しているところについては、２０万円を返還してほしいという声があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点についての見解をお聞きいたしておきます。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　過去の事例で２０万円を返金ということでございますけども、先ほど言いましたように、早く下水道に取り組んだ集落ですと、かなりの差があります。それを現在に置き換えて返金とかそういうことは考えておりません。当時のその時の状況に応じてなされてきた処理でございますので、そういったことは考えておりません。

○議長（野口久之君）　篠塚君。

○１０番（篠塚信太郎君）　返還は考えていないということでございますが、実際、例えば1戸当たり２０万円を返還したという事実についてはあったのか、なかったのかということですね。そのこと自体が今回の引下げにも適用がされるべきではないかなということを私は考えておりますので、その辺についての見解を再度お聞きをいたしておきます。

○議長（野口久之君）　山田水道課長。

○水道課長（山田洋之君）　そういった事情が過去にあったということは、私は存じておりません。

今回、提案を２０万円引下げておりますので、調べてもあまり意味はないというふうに私は感じております。

○議長（野口久之君）　これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　これで討論を終わります。

これより議案第３号を採決します。

議案第３号　京丹波町特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手　全員）

○議長（野口久之君）　挙手全員であります。

よって議案第３号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君）　次に、議案第４号　京丹波町農業集落排水事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　これで討論を終わります。

これより議案第４号を採決します。

議案第４号　京丹波町農業集落排水事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手　全員）

○議長（野口久之君）　挙手全員であります。

よって議案第４号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君）　次に、議案第５号　平成２５年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）の質疑を行います。

○議長（野口久之君）　梅原君。

○４番（梅原好範君）　台風１８号の災害に関わる復旧事業につきましては、従前から申し上げておりますように、発災当日から今日までの職員の皆さんの大変なご努力に改めまして、敬意を申し上げるところでございますけれども、今回の補正に計上されております内容につきましては、各地域からの求めに対して一定のルールのもと、その求めを全て網羅した内容が計上されているのか。その点についてお伺いします。

また、今回の復旧、修繕、特に補正に関わります農地、林道に関して、一定の取りまとめの終結の時期、この２点についてお伺い致します。

○議長（野口久之君）　久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君）　今回補正をお願いしておりますことに関連しまして、現実に

申請があった分、それから今後見込まれる分につきまして、今後更に対応すべきということで補正の追加をお願いしているところでございます。年度末に近づきまして、建設業者の方々も大変忙しい中で、地元が復旧工事の発注を依頼されておるわけでございますけれども、なかなか業者の方が忙しくて、地元の復旧工事に対応できないという集落、そしてまた、交付決定をさせていただいて、工事に入ろうということになったんですけども、やはり年度末までには完了が見込めないというところもございまして、一定、来年度におきましても、この復旧支援を引き続きしていくという必要があるということで考えております。最後のご質問にございました取りまとめ終結の時期につきましては、平成２６年度まで及ぶんではないかなというふうに思っております。申請につきましても、来年度の前半まで受付をさせていただくということで、今後それに関わる予算のお願いにつきましても、繰越予算ですね、予定をさしていただきますのでご理解のほうよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（野口久之君）　梅原君。

○４番（梅原好範君）　ただ今、課長から答弁いただきましたように、今回の災害対応につきましては、大変地域住民にとり暖かいなという思いを実感じております。今後更なる要望等がございますけれども、そうした中でも一定のルールに基づき厳格な運用のもと、地域の声を聞いていただきますようにお願いしまして質問を終わります。

○議長（野口久之君）　これをもって質疑を終結します。

　これより討論を行います。

　最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

　討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君）　これで討論を終わります。

　これより議案第５号を採決します。

　議案第５号　平成２５年度京丹波町一般会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手　全員）

○議長（野口久之君）　挙手全員であります。

　よって議案第５号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君）　以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて議了

しました。

　よって、本日の会議を閉じ、平成２６年第１回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

　ご苦労様でございました。

午前１０時４８分　閉会

　地方自治法第１２３条第２項の規定により、署名する。

　京丹波町議会　議　　長　　　　野　口　　久　之

　　　　〃　　　署名議員　　　　坂　本　　美智代

　　　　〃　　　署名議員　　　　岩　田　　恵　一